労災指定医療機関・労災指定薬局の皆さまへ

労災レセプトは
オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※　改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月５～７日は８～21時、
８～10日は８～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

レセプト１件当たり、５点の労災電子化加算がされます。
（令和10年３月診療分までの予定です）
（薬剤費レセプトは対象となりません）

厚生労働省・都道府県労働局

オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。
労働局への届出後、ＩＤ・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
（届出書類を提出してから１～２週間程度で郵送）

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。
※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

５～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体（CDなど）の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■届出・設定などの詳細は、
厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム　検索

■ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク

フリーダイヤル　0120－631－660

受付日（毎月）	受付時間	備　考
５～７日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
８～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ １～４日 9:00~17:00（土日祝日を除く）については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。　電話（代）　03-3920-3311（労災レセプト電算処理システム担当まで）